

議案第 号

和解することについて

次のとおり損害賠償請求調停事件に関し和解をしようするので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年（2024年）12月 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市は、損害賠償請求調停事件に関し、次のとおり和解する。

1 事件名 大阪簡易裁判所令和6年（ノ）第65号損害賠償請求調停事件

2 当事者 申立人

相手方 宝塚市東洋町1番1号

宝塚市

代表者 宝塚市長 山 崎 晴 恵

3 和解の要旨

- （1） 相手方は、申立人らに対し、本件損害賠償金として、金4000万円の支払義務のあることを認める。
- （2） 相手方は、申立人らに対し、前項の金員を申立人らの指定する口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は、相手方の負担とする。
- （3） 相手方は、本件の教訓を風化させることなく、将来にわたり、すべての児童生徒にとってより安全で安心な学校環境の整備に向けた取組みを継続する。
- （4） 申立人らは、その余の請求を放棄する。
- （5） 申立人ら及び相手方は、申立人らと相手方との間には、本件に関し、調停条項に定めるほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- （6） 調停費用は各自の負担とする。

議案第 号

和解することについて

事件の概要

宝塚市立中学校（以下「本件中学校」という。）に在籍していた申立人らの子（以下「当該生徒」という。）は、平成28年(2016年)12月8日、自宅マンション別棟の4階付近から転落し、死亡した。当該生徒は、本件中学校2年生の9月末頃ないし10月初め頃から、学級内及び当該生徒が所属していた部活動内においていじめに遭い、少なくとも25件のいじめが当該生徒に対して行われていた。

本件中学校及び関係教職員は、当該生徒の心身に苦痛を生じさせるいじめが行われていることを具体的に認識し、あるいは認識することができる状況にあったことから、学校側には当該生徒の生命侵害によって生じた損害について国家賠償法上、これを賠償すべき責任があると解するのが相当であり、相当内容の調停を求めるとして、令和6年3月27日付けで、申立人らは本市を相手方として大阪簡易裁判所に民事調停を申し立てた。

今般、大阪簡易裁判所より調停案が示されたことを受け、また、市としても、本件事案を契機として、いじめ問題の再発防止や学校の風土改革に関する取組を積極的に推進し、今後も本件の教訓を決して風化させず取組を継続することとしていることを踏まえ、本件調停案を受け入れて、和解しようとするものである。